

Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2016年12月12日号

【速報】平成29年度税制改正大綱 重要項目一覧

平成28年12月8日、与党より平成29年度与党税制改正大綱¹(以下「大綱」)が公表された。

当税制改正大綱における、法人課税関係の最大のトピックスの一つは、外国子会社合算税制の総合的見直しとなっている。

また、中小企業向け租税特別措置の適用対象については、平均所得金額が年15億円以下の事業年度に限定される見込みである(経過措置有)。

このほか、研究開発税制・役員給与・組織再編税制等について改正が行われる見込みとなっている。

大綱のうち、法人課税において重要度が高いと思われる項目を抜粋した一覧は、次のとおりである。

1 法人税一般

(1) 研究開発税制の見直し(p62)

1. 試験研究費の総額に係る税額控除制度

- 税額控除率: 試験研究費の増減割合に応じ6%~14%※(中小法人は12~17%※)
- 控除限度額: 法人税額の25%であるが、
 - 中小法人については増加割合5%超の場合には10%上乗せ(高水準型と選択適用)※
 - 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合には0~10%上乗せ(高水準型と選択適用)※

※については2年の時限措置

2. 試験研究費の増加型または高水準型の税額控除制度
従来選択適用であったが、増加型が廃止され、高水準型については適用期限が2年延長される。
3. 試験研究費の範囲の追加
4. 特別試験研究費の税額控除制度について手続の見直し

(2) 所得拡大促進税制の見直し(p65)

(3) 確定申告書の提出期限の延長の特例の見直し(法人税 p66、法人事業税 p72)

(4) 役員給与等(p67)

1. 利益連動給与の見直し(算定指標の追加、対象法人の追加等)
2. 退職給与・新株予約権による給与について、要件を満たさないものについて損金不算入とする
3. 事前確定届出給与について対象の追加・手続の見直し
4. 定期同額給与について対象の追加
5. 譲渡制限付株式または新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例について、対象の追加・措置の見直し

1 「平成29年度税制改正大綱」は与党の[ウェブサイト](#)をご覧ください。

2 組織再編税制等

(1) スピンオフ税制(p68)

1. 適格分割型分割の範囲の追加
2. 100%子法人株式の全部を分配する現物分配については、分割型分割と同様に取り扱うための措置が講じられる
3. 内国法人である現物分配法人の100%子法人株式の全部を分配する現物分配により子法人株式の交付を受けた外国法人株主について、分割型分割と同様に取り扱うための措置が講じられる

(2) 吸収合併および株式交換に係る適格要件のうち対価に関する要件の見直し※(p70)

(3) 全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理および株式売渡請求による完全子法人化について、組織再編税制の一環として位置付け、企業グループ内の株式交換と同様の適格要件を判定することとされる(p70)※

1. 適格要件を満たさない場合には、完全子法人となった法人が資産の時価評価制度等の対象になる
2. 適格要件を満たす場合には、完全子法人となった法人は連結納税の開始・加入に伴う資産の時価評価制度の対象から除外され、その欠損金額は連結納税改正・加入後に特定連結欠損金とされる

(4) 非適格株式交換等、連結納税の開始・加入に伴う資産の時価評価制度(p71)※

時価評価の対象となる資産から、帳簿価額が1,000万円未満の資産を除外する。

(5) みなし配当の額が生ずる事由となる自己の株式の取得(p71)※

その範囲から全部取得条項付種類株式に係る定めを設ける旨の定款変更に対抗する株主からの買取請求に基づく取得が除外される。

(6) 組織再編税制における適格要件についての見直し(p71)※

1. 企業グループ内の分割型分割に係る適格要件のうち関係継続要件の見直し
2. 共同事業を行うための合併等に係る適格要件のうち株式継続保有要件の見直し
3. 当初の組織再編成の後に他の組織再編成が行われることが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件の見直し

※平成29年10月1日以後に行われる組織再編成について適用

(7) 営業権の償却方法(p72)

取得年度の償却限度額の計算上、月割計算を行う。資産調整勘定および負債調整勘定についても同様。

(8) みなし共同事業要件を満たさない適格合併等における、欠損金の制限措置および特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度について、制限対象期間を追加(p72)

(9) 欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入制度について、制限対象期間を追加(p72)

(10) 欠損等法人の欠損金の制限措置について、他の者による完全支配関係がある法人が特定支配関係が生じた日以後に解散し、残余財産が確定した場合を制限対象に追加(p72)

3 中堅・中小事業者関連

(1) 中小企業向けの各租税特別措置の適用対象の見直し(法人税関係 p90、法人住民税関係 p91)

1. 法人税関係・法人住民税関係の中小企業向けの各租税特別措置について、平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える事業年度の適用が停止される
2. 平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用

(2) 地域中核企業向け設備投資促進税制の創設(p73)

(3) 中小企業向け設備投資促進税制の拡充(中小企業経営強化税制)(p73)

(4) 中小企業技術基盤強化税制の見直し(p76)

(5) 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限の2年延長(p76)

4 国際課税

(1) 外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)等の総合的見直し(p111)

1. 合算対象とされる外国法人の判定方法等の見直し
2. 会社単位の合算課税制度
 - 経済活動基準のうちいずれかを満たさない外国関係会社について、会社単位の合算課税の対象とする
 - 事業基準
 - 実体基準および管理支配基準
 - 所在地国基準
 - 非関連者基準
 - 適用対象金額の計算
 - 適用免除: 租税負担割合が 20%以上である場合には合算課税を免除
3. 一定所得の部分合算課税制度
 - 対象所得の範囲(それぞれ対象外あり)
 - 利子
 - 配当等
 - 有価証券の貸付けの対価
 - 有価証券の譲渡損益
 - デリバティブ取引損益
 - 外国為替差損益
 - これらに類する所得
 - 有形固定資産の貸付けの対価
 - 無形資産等の使用料
 - 無形資産等の譲渡損益
 - 外国関係会社の当該事業年度の利益の額から上記所得および所得控除額を控除した残額に相当する所得
 - 部分適用対象金額の計算
 - 部分適用対象金額に係る欠損金の繰越控除(7年)
 - 金融子会社等に係る部分合算課税
 - 適用免除
 - 外国関係会社の当該事業年度の租税負担割合が 20%以上である場合は適用免除
 - 部分合算課税に係る少額免除基準のうち金額基準が 2,000 万円以下(現行: 1,000 万円以下)に引き上げられる
 - 部分合算課税の少額免除に係る適用要件について書面の確定申告書への添付要件および資料等の保存要件を廃止
4. 特定の外国関係会社に係る会社単位の合算課税制度
 - 合算対象となる外国関係会社
 - 次に掲げる要件のいずれも満たさない外国関係会社
 - ✓ その主たる事業を行うに必要と認められる事務所等の固定施設を有していること
 - ✓ その本店所在地国においてその事業の管理、支配および運営を自ら行っていること
 - 総資産の額に対する、部分合算課税対象となる一定の所得の金額の合計額の割合が 30%を超える外国関係会社
 - 租税に関する情報の交換に非協力的な国または地域として財務大臣が指定する国または地域に本店等を有する外国関係会社
 - 適用免除
 - 外国関係会社の当該事業年度の租税負担割合 30%以上である場合

5. 外国関係会社に係る財務諸表等の添付

- 内国法人は、次に掲げる外国関係会社に係る財務諸表等を確定申告書に添付しなければならない
 - 租税負担割合が 20%未満の外国関係会社
 - 租税負担割合が 30%未満の外国関係会社(上記特定の外国関係会社に限る)

6. 二重課税調整

(2) 非永住者の課税所得の範囲の見直し(p118)

(3) 外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子等の課税の特例の拡充(p119)

(4) 租税条約の相互協議手続の改正に伴う国内法の整備(p120)

5 固定資産税

(1) 中小事業者等が取得する固定資産税の課税標準の特例措置(p53)

地域・業種を限定した上で、その対象に、測定工具および検査工具、器具・備品ならびに建物附属設備のうち一定のものが追加される。

6 相続税・贈与税

(1) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し(p41)

(2) 相続税または贈与税の納税義務の見直し(p42)

(3) 相続税等の財産評価の適正化(p60)

7 その他

(1) 災害に関する税制上の措置等(p80)

(2) 当初申告要件の見直し(p83)

外国税額控除制度および研究開発税制等について、その適用に係る申告要件につき、納税者の立証すべき事項および当初申告の要否を明確化し、要件を満たす場合には税額控除額を変更できることを明らかにすることで、税務署長が増額更正をする場合において連動的に税額控除額を増加できるものとする。

(3) 協同組合等の受取配当等益金不算入制度(p84)

(4) 特定資産買換え等の課税の特例についての見直しと延長(p89)

(5) 法人事業税の分割基準の見直し(p92)

(6) 国税・地方税犯則調査手続等の見直し(国税 p121、地方税 p125)

8 今後の国際課税のあり方についての基本的考え方(p134)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

お問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

email : tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス : www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人 および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツ リミテッド (“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュートーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社 (デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.